

特定地域経営支援対策事業実施要領

制定	平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7200 号
改正	平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 369 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3307 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日付け 28 経営第 3134 号
改正	平成 30 年 3 月 29 日付け 29 経営第 3405 号
改正	平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 3125 号
改正	令和元年 5 月 24 日付け元経営第 194 号
改正	令和 2 年 3 月 30 日付け元経営第 2316 号
改正	令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 3031 号
改正	令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3164 号
最終改正	令和 5 年 4 月 1 日付け 4 経営第 3191 号

第 1 趣旨

特定地域経営支援対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3157 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 4 の事業については、要綱に定めるほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。

第 2 事業の実施

1 事業の実施方針

（1）アイヌ農林漁業対策事業

ア 北海道知事（以下「道知事」という。）は、本事業の目標達成のための指針としてアイヌ農林漁業対策基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

イ 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）農林業生産基盤の整備及び農林漁業経営の近代化のための施設の整備の方向に関する事項

（イ）農林漁業経営の改善に関する事項

（ウ）その他農林漁業等の振興に関する重要な事項

ウ 基本方針の作成に当たっては、他の農林漁業の振興が促進されるよう配慮するものとする。

エ 道知事は、基本方針を定めようとするときは、関係農林漁業団体等の意見を聴くとともに、あらかじめ農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に協議するものとする。

オ 道知事は、経済事情等の変動その他情勢の推移により基本方針を変更する必要が生じたときは、エに準じて変更を行うものとする。

カ 道知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係市町村長に通知するものとする。

（2）沖縄農業対策事業

本事業の実施に当たっては、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）

第4条に基づく沖縄振興計画との密接な連携の下、本土農業との格差是正と沖縄農業の持続的な発展を図るものとする。

2 事業の内容

(1) アイヌ農林漁業対策事業

ア 補助対象の施設等

(ア) 補助の対象となる施設等の内容は、別表1に掲げるとおりとする。

(イ) 補助の対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。

a 事業実施主体は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター等であること。

b 利用者は、北海道のアイヌ住民の居住地区内の農林漁業者とする。

c 受益関係農林漁家のうちアイヌ農林漁家の戸数が原則として3戸以上又は受益農林漁業従事者（農林漁業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則150日以上）をいう。以下同じ。）のうちアイヌ農林漁業従事者が3名以上であること。

d リース契約の対象となる施設は、別表1の2農林漁業経営近代化施設整備事業の欄に掲げる施設であること。

なお、利用者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農林漁業機械（残存耐用年数が2年以上のものに限る。）も補助の対象とすることができるものとする。

e リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

f 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施すること。

g 利用者は、施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長及び県知事にその旨を報告し、指示を受けること。

h 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、道知事に協議するものとする。

(ウ) 道知事は、別表1に掲げる事業に準ずるもので、当該地区の特色からみて、その緊要度が高く、かつ、事業効果が著しく、自力を持って行うことが困難な事業で、本事業により実施することが適当と認められる場合には、特認事業として実施できるものとする。

イ 実施基準

(ア) 本事業の実施にあたっては、合理的な農林漁業経営の改善及び農林漁家経済の安定向上を効果的に図りうる事業を重点的に実施するものとする。

(イ) 個々の施設等の整備については、原則として単年度で完了するものとする。

ただし、機械を除く施設等の整備について、地区の実情等に即し、必要

があると認める場合は、この限りでない。

(ウ) 施設等の整備に係る事業費は、北海道において使用されている単価及び歩掛りを基準として、地区の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものとする。

(エ) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

(オ) 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地区の実情等に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築整備のほか、増築、改築、併設又は合体の整備及び古品古材の利用による整備を補助の対象とすることができるものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋や廃校等の利用のほか、乾燥調製施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から補助の対象とする。

(カ) 補助の対象とする施設等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとし、附帯設備は、消耗的物品を含まないものとする。

(キ) 既存の共同利用機械・施設の更新（当該既存の機械・施設の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう。）は、補助の対象としないものとする。

(ク) 園芸施設共済の引受対象となる施設の整備については、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等がなされるものを補助の対象とする。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するように努めるものとする。

(ケ) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合であって、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(コ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のwebサイトや農業データ連係基盤等で公開し、農機データを連係できる環境を令和4年度末までに整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械等でなければ成果目標を達成できないと市町村長が認める場合を除く。

(サ) 事業実施主体が飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和

26 年農林省令第 35 号) 別表第二) の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、北海道による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。

(シ) 別表 1 の 1 農林業生産基盤整備事業（(6) の林道事業を除く。）については、原則として土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づいて実施するものとする。

(ス) 別表 1 の 1 農林業生産基盤整備事業に係る用地の買収に要する費用及び補償費は、土地改良事業に伴う用地等の所得及び損失補償要綱（昭和 38 年 3 月 23 日付け 38 農地第 251 号（建）農地局長通知）の定めるところに準ずるものとする。

農林漁業経営近代化施設の設置に伴う用地の買収又は賃借に要する費用及び補償は、補助の対象としないものとする。

(セ) アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）第 10 条第 9 項の規定により、アイヌ施策推進地域計画の認定を受けた市町村で実施されるアイヌ政策推進交付金事業のうちアイヌ文化のブランド化推進に係るものについては、補助の対象としないものとする。

ウ 事業実施主体

(ア) 要綱別表 1 のアイヌ農林漁業対策事業の事業実施主体中「農林漁業者等の組織する団体」とは、農林漁業者が組織する団体（農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合等）及び農林漁業者が主たる構成員又は出資者となってアイヌ商工業者と設立する団体とする。

(イ) 要綱別表 1 のアイヌ農林漁業対策事業の事業実施主体中「第 3 セクター等」とは、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人とする。

エ 成果目標

要綱第 5 の 4 の (1) のアイヌ農林漁家の経営改善に関する目標は、生産量、生産額及び所得額の目標とする。

(2) 沖縄農業対策事業

ア 補助対象の施設等

(ア) 補助の対象となる施設等の内容は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(イ) 補助の対象となる施設等は、別表 3 に掲げる上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、沖縄県知事（以下「県知事」という。）が特に必要であると認める場合にあっては、この限りではない。

(ウ) 別表 2 の 17 経営継承円滑化支援施設の欄のうち補助の対象となる経営資産は、次に掲げるものとする。

a 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる農用地であって、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤

強化促進法」という。)第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。)等に一定期間(5年以内)貸し付けた後にあらかじめ特定された相手に売り渡すことを予定しているもの。

- b 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる農用地であって、認定農業者等に貸し付けることを予定しているもの。
- c 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる機械又は施設であって、認定農業者等に一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているもの。
- d 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる機械又は施設であって、認定農業者等に貸し付けることを予定しているもの。

(エ) 補助の対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と利用者との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。

- a 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター等又は農業法人(ウの事業実施主体に掲げる法人をいう。以下同じ。)であること。
- b 利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとする。
 - (a) 事業実施主体が農業協同組合又は第3セクター等の場合にあっては、新規就農者(事業実施年度に就農する者又は就農後5年以内の者をいう。以下同じ。)、認定農業者又は認定志向農業者(基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく市町村の認定を受けようとする者をいう。)であること。
 - (b) 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
 - i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって新たに営農を開始しようとする新規就農者
 - ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
 - iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
- c 受益戸数が3戸以上又は、受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む)の常時従事者(原則150日以上)をいう。以下同じ。)が、3名以上であること。
- d リース契約の対象となる施設は、別表2の9高生産性農業用機械施設の欄(農業用機械、施設(温室(平張施設を含む。))、畜舎に限る。)、10乾燥調製貯蔵施設の欄(麦及び大豆等に汎用性のある処理量1,000t未満のものに限る。)、11育苗施設の欄、12農畜産物集出荷貯蔵施設の欄、13農畜産物処理加工施設の欄、14高品質堆肥製造施設の欄、25経営高度化支援施設の欄に掲げる施設及び(オ)に定める複合経営促進施設であること。

なお、利用者が複合経営の確立等のため新規作目を導入する場合又は新規就農者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械(残存耐用年数が2年以上のものに限る。)も補助の対象とすることができるものとする。

e リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

f 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

g 利用者は、施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長及び県知事にその旨を報告し、指示を受けること。

h 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、県知事に協議するものとする。

(オ) 意欲ある多様な経営体の育成・確保を目的として県知事が特に必要と認める場合にあっては、特認施設整備として複合経営促進施設の整備を実施できるものとする。

なお、複合経営促進施設とは、次の要件に該当する施設をいうものとする。

a 防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能を持つ共同利用施設と併せてその受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であること。

なお、本施設は、共同利用施設との連携により、本施設の多用途利用の体制が確立されるものとし、農業協同組合が事業実施主体となりリースを行う場合には、共同利用施設の利用について本施設の利用者の意向を踏まえるものとする。

b 事業実施主体又は利用者において、市町村基本構想（基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（基本構想が未策定の市町村においてはこれに準ずる指標）が達成できることが見込まれるものであること。

イ 実施基準

(1) のイの(イ)から(サ)までに規定する基準及び次に掲げる基準を満たすものとする（(サ)中の「北海道」は「沖縄県」と読み替えるものとする。）。

(ア) 個人機械及び施設、目的外使用のおそれの多い機械及び施設又は事業効果の小さい機械及び施設は、補助の対象としないものとする。

(イ) 補助の対象となる施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除

く。)は、補助の対象としないものとする。

(ウ) 整備を予定している施設において浴室が含まれる場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

a 当該施設に宿泊機能を有し、かつ、その浴室が施設利用者数に応じた適正な規模であること。

b 原則として温泉水の活用は認めない。

ただし、施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当であると県知事が認める場合にあっては、この限りではない。

ウ 事業実施主体

(ア) 要綱別表 1 の沖縄農業対策事業の事業実施主体中「農業者等の組織する団体」とは、農家 3 戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる団体又は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（受益農業従事者が 3 名以上であること。）であって、以下に掲げる団体とする。

a 農業協同組合

b 農業協同組合連合会

c 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

d 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。）

e 特定農業団体（基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）

f 農用地利用改善団体（基盤強化促進法第 23 条第 1 項に規定する団体をいう。）

g 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体

ただし、g のうち食品製造業者等と連携して別表 2 の 13 農畜産物処理加工施設の欄、21 産地形成促進施設の欄及び 22 地域食材供給施設の欄に掲げる施設を整備する場合は、当該農家の出資割合が過半を占める必要はないものとする。

(イ) 要綱別表 1 の沖縄農業対策事業の事業実施主体中「第 3 セクター等」とは、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人とする。

(ウ) 要綱別表 1 の沖縄農業対策事業の事業実施主体中「沖縄県知事が沖縄総合事務局長と協議して認める団体」とは、農家が 3 戸未満又は受益農業従事者が 3 名未満の団体であって沖縄県知事から事業目的に資するものとして協議があった団体とする。

なお、補助率は、一律 3 分の 1 以内とする。

エ 成果目標

(ア) 要綱第 5 の 4 の (2) の意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目

標は、地区毎の農業の6次産業化、経営面積の拡大、新規作物の導入、農産物の品質向上、生産コストの縮減、雇用者の確保及び農業経営の法人化に取り組む意欲ある多様な経営体の育成数を設定するものとする。

(イ) (ア)の目標の設定にあたっては、1地区当たり意欲ある個別経営体を原則5経営体(組織経営体にあってはそれを構成する個別経営体)以上育成する目標を設定するものとする。

(ウ) (ア)の農業の6次産業化に関する目標の対象となる経営体は、農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約を行うこと等により事業の連携関係を構築する経営体とする。

(エ) (ア)の農業経営の法人化に関する目標の対象となる法人は、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人並びに参入法人(農地法(昭和27年法律第229号)第3条第3項、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。)第18条第5項第3号又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の基盤強化促進法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。)とする。

3 実施手続

(1) 事業実施計画の作成

要綱第5の6の(1)の事業実施計画の作成は、アイヌ農林漁業対策事業にあってはアイヌ農林漁業対策事業実施計画書(別紙様式第1号)、沖縄農業対策事業にあっては沖縄農業対策事業実施計画書(別紙様式第2号)により行うものとする。

(2) 事業実施計画の承認

ア 要綱第5の6の(2)の事業実施計画の協議は、別紙様式第3号により行うものとする。

イ 要綱第5の6の(2)の経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(ア) アイヌ農林漁業対策事業

a 基本方針に即し、事業実施地区における農林漁業経営の健全な育成及びアイヌ農林漁家経済の安定的向上を図るものであること。

b 事業実施地区内の農林漁家の総意に基づくものであり、かつ、本事業の内容が技術的、資金的その他の見地から実施可能なものであること。

c 補助対象事業により造成、改良又は整備した農用地、農林漁業近代化施設等の受益又は利用の範囲は、原則として事業実施地区内であること。

d 1箇所又は1施設の個々の事業費は、零細とならないように留意し、原則として最低30万円であること。

e 1箇所又は1施設の個々の事業の受益関係農林漁家のうちアイヌ農林漁家の戸数は原則として3戸以上又は受益農林漁業従事者のうちアイ

又農林漁業従事者が3名以上であること。

- f 1事業実施地区又は1施設の事業ごとに、アイヌ農林漁家に係る受益又は利用の割合が農業生産基盤整備事業にあつては受益面積、林道事業にあつては、利用区域の面積、その他の事業にあつては、受益面積、利用区域の面積又は受益戸数のおおむね5割以上を占めるものであること。なお、農林漁業経営体のうち、常時雇用者の過半をアイヌ住民が占める法人経営体については、アイヌ農林漁家とみなし、その受益又は利用の割合に含めることができるものとする。
- g 要綱第5の7に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となるものとする。
- h 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- i 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

(イ) 沖縄農業対策事業

(ア) のg、h及びiの基準のほか、次に掲げるとおりとする。

- a 個々の施設等の受益農家戸数は、3戸以上又は、受益農業従事者が3名以上であること。
ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (a) 2の(2)のウの(ウ)に定める団体が事業実施主体となる場合。
 - (b) 別表2の17経営継承円滑化支援施設の欄①の事業を行う場合。
- b 事業実施主体である農業者等の組織する団体が以下のいずれの者に該当する、又は受益農家に以下のいずれかの者が含まれていること。ただし、新規就農者にあつては、認定農業者又は認定就農者（基盤強化促進法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に限るものとする。また、(b)、(c)及び(d)にあつては、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成した工程表により令和6年度末までに地域計画（基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が作成されることが明らかとなっている地域内における者に限るものとする。
 - (a) 地域計画のうち目標地図（基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）
 - (b) 実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）附則（令和5年4月1日付け4経営第3216号）5の規定によりなお従前の例によるものとされる人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以

下「進め方通知」という。) 2の(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決め等を含む。以下同じ。)に基づき、地域の将来を担う中心経営体(進め方通知2の(3)の③のアの中心経営体(中心経営体に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。以下同じ。)をいう。))。

(c) 実質化された人・農地プランが作成されている地域において、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者。

ただし、10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していること。

(d) 地域計画及び実質化された人・農地プランが作成されていない地域内において、農地中間管理機構(中間管理事業法第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)から賃借権等の設定等(中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化促進法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。)を受けた者(設定等を受けることが確定している者を含む。))。

c 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。

4 事業の実施期間

本事業は、要綱第5の6の(2)により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

5 事業の着工

事業の着工(機械の発注を含む。)は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第3 国の助成措置

要綱第7により農林水産大臣が交付する補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- 1 要綱第5の6の(2)により承認を受けた事業実施計画に基づき実施するに必要な経費につき、3分の2以内を補助するものとする。
- 2 北海道、沖縄県及び市町村において、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費につき、2分の1以内を補助するものとする。

第4 目標達成状況の報告等

- 1 要綱第5の8の(1)の成果目標の達成状況の報告は、アイヌ農林漁業対策事

業にあつてはアイヌ農林漁業対策事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）、沖縄農業対策事業にあつては沖縄農業対策事業目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により行うものとする。

- 2 要綱第5の8の（3）の点検結果等の報告は、特定地域経営支援対策事業点検評価結果報告書（別紙様式第6号）により行うものとする。
- 3 要綱第5の8の（3）に定める報告は、事業実施年度の翌年度から目標年度の前年度までの毎年度について、翌年度の7月末までに行うものとする。

第5 事業の評価

- 1 要綱第5の9の（1）の事業評価の報告は、アイヌ農林漁業対策事業にあつてはアイヌ農林漁業対策事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）、沖縄農業対策事業にあつては沖縄農業対策事業目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により行うものとする。
- 2 要綱第5の9の（2）の点検評価等の報告は、特定地域経営支援対策事業点検評価結果報告書（別紙様式第6号）により行うものとする。
- 3 要綱第5の9の（2）に定める報告は、目標年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

第6 他の施策等との関連

1 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、目標の達成状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農家から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、次の場合は、この限りではない。

- （1）施設等を利用する農家が、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP、畜産にあつては、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合
- （2）施設等を利用する農家が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農家の特定が困難な場合

2 農山漁村における女性の参画の促進

事業実施主体が市町村、農業協同組合又は農業委員会である場合にあつては、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定しているか、又は事業実施期間中に設定することが確実に見込まれているものとする。

- （1）事業実施主体が市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- （2）事業実施主体が農業協同組合又は農業委員会である場合は、当該組織における女性の参画に関する数値目標

3 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月

31 日付け 17 生畜第 2867 号農林水産省生産局長通知)に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

4 保険等への加入の促進

道知事及び県知事は、整備する施設等が園芸施設共済の引受対象となる施設以外の施設等である場合は被災等に備え損害保険等への加入を促すものとする。また、経営の安定を図るため、農業共済組合等と連携し、事業実施主体等に対し、農業共済その他の農林漁業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

5 農福連携の推進

道知事及び県知事は、事業実施主体が本事業において、障害者等の雇用・就労を促進する農福連携の取組を実施する場合にあっては、優先的に事業実施計画を承認できるものとする。

第 7 留意事項等

1 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、「特定地域経営支援対策事業における対象事業事務等の取扱いについて」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7201 号経営局長通知。以下「対象事業事務等取扱通知」という。）等によるものとする。

2 道知事及び県知事は、成果目標の達成プログラムの全部又は一部の達成率が 70%未満の場合（達成率の低い理由が、自然災害、土地収用等事業実施主体の責に帰すべきものでないと都道府県知事が認める場合を除く。）には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 計画主体及び事業実施主体に対して成果目標の未達成要因の把握・分析、成果目標の達成に向けた今後の対応方針（以下「改善計画」という。）等の措置を講ずるなどの重点的な指導助言（以下「重点指導」という。）を行うものとする。

(2) (1) の重点指導を行った後、当該成果目標の達成の見込みがないものと判定したときは、計画主体及び事業実施主体に対して事業実施計画を変更させる又は事業を一時停止若しくは中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

3 道知事及び県知事は、施設等の利用状況等が低調な場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 施設等の利用計画に対する利用状況等について次に掲げる状況が 3 カ年（イの（ア）にあっては 2 カ年）継続している場合にあっては、市町村長及び事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

ア 利用計画に対する利用状況が 70%未満

イ 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。

(ア) 施設で取り扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地区内農畜産物の割合が 50%未満

(イ) 当該施設の収支率が 80%未満

(ウ) 収入計画に対する収入実績の割合が 70%未満

(2) (1) により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、市町村長及び事業実施主体に対して利用計画の変更等を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、対象事業事務等取扱通知第 6 の 3 の財産処分等の手続に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

4 農林水産省経営局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、知事等に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「アイヌ農林漁業対策事業計画書等の参考様式について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6379 号経営局長通知）は廃止する。
- 3 アイヌ農林漁業対策事業実施要領（昭和 51 年 6 月 12 日付け 51 構改 B 第 1339 号農林事務次官依命通知）に基づき、平成 22 年度までに定めたアイヌ農林漁業対策基本方針については、この通知の第 2 の 1 の（1）のアの基本方針とみなすものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 経営第 3134 号）

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 経営第 3405 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 3125 号）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 24 日付け元経営第 194 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 24 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これ

を取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日付け元経営第 2316 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 3031 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3164 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 経営第 3191 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表 1

事業種目	事業実施主体	事業内容	事業の規模等
<p>1 農林業生産基盤整備事業</p> <p>(1) ほ場整備事業</p> <p>(2) 農用地集団化事業</p> <p>(3) 土地改良事業</p>	<p>市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体、第3セクター等</p> <p>市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、第3セクター等</p> <p>市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体、第3セクター等</p>	<p>農地につき行う区画整理及びこれと関連して施行することを相当とするかんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、農道等の事業とする。</p> <p>交換分合によって農用地の集団化を行うための事業とし、農用地集団化の啓もう普及、経営調査、土地評定、測量、計画図作成、交換分合計画書作成、認可申請等とする。</p> <p>農地及び水に関する条件整備を行うための事業とし、かんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、客土、農道、農道舗装、農道橋、索道等とする。</p>	<p>1 1事業地区の受益面積は、おおむね2ha以上とする。</p> <p>2 区画、用排水路及び道路は、傾斜、地下水その他の立地条件、導入機械、営農体系等に即応したものとする。</p> <p>3 確定測量及び換地処分については、工事完了年度の翌年度まで補助する。</p> <p>事業地区の関係面積はおおむね2ha以上とする。</p> <p>1 1事業地区の関係面積はおおむね2ha以上とする。</p> <p>2 畑地かんがい事業の末端移動施設（スプリンクラー等）は、農業経営近代化施設として補助の対象とする。</p> <p>3 客土事業の客入土の散布費用は、補助の対象としない。</p> <p>4 農道事業にあっては、全巾員は3m以上1路線の延長はおおむね200m以上とする</p> <p>5 農道舗装事業は、既</p>

(4) 農地造成改良事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体、第3セクター等	未墾地からの農地造成、既墾地からの樹園地、飼料畑等への転換造成及びこれと一体として施工することを相当とする農用地の改良事業とし造成改良に必要な障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、深耕、整地、土壌改良資材、区画整理、かんがい排水施設、客土、農道、索道、防風林、土壌侵蝕防止施設、飲雑用水施設等とする。	<p>存農道の舗装とする。</p> <p>6 農道橋事業は、永久橋への架替えに限るものとし、全巾員は3m以上とする。</p> <p>7 索道事業は、動力索道及びこれと一体として施行することを相当とする附帯道路とする。</p> <p>1. 1事業地区の造成改良面積は、おおむね2ha以上とする。</p> <p>2. 確定測量及び換地処分については、ほ場整備事業の場合に準ずる。</p> <p>3. 区画整理、かんがい排水、客土、農道及び索道については、ほ場整備事業及び土地改良事業の場合に準ずる。</p>
(5) 草地開発整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体、第3セクター等	草地の造成、改良、野草資源を利用した放牧地の整備及び草地の利用に必要な施設等の整備事業とし、造成改良に必要な障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、整地、土壌改良資材、牧草種子、区画整理、かんがい排水施設、土壌侵蝕防止施設、牧道、索道、飲雑用水施設、隔障物、牧野樹林、家畜飼養管理施設（家畜保護施設、電気導入施設、飼料貯蔵施設等）等とする。	事業地区の造成改良面積は、おおむね2ha以上とする。
(6) 林道事業	市町村、森林組合、生産森林組合、第3セクター等	自動車道及び軽車道（林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に定める自動車道及び軽車道をいう。）の開設及び	事業の規模は、利用区域の森林面積おおむね10ha以上、1路線の延長200m以上とする。

		改良を行う事業とし、助成の対象は林道の新設（既設林道の種類の変更を含む。）又は改築、橋りょう改良、局部改良、雪害防止、ずい道改良、幅員拡張、法面保全及び山火事防止の工事とする。	
2 農林漁業経営近代化施設整備事業			
(1) 農業経営近代化施設	市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体、第3セクター等	栽培飼養管理、収穫、乾燥、集出荷、飼料生産を改善するために必要なトラクター及び附属作業機、育苗施設、温室（ハウスを含む。）移植用機械、動力防除機、定置配管施設、果樹棚、かん水施設、収穫用動力機械、運搬施設、乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、放牧施設、家畜用水施設、畜舎、糞尿処理施設、農機具格納附帯施設等とする。	
(2) 林業経営近代化施設	市町村、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農林業者等の組織する団体、第3セクター等	刈払機、植穴掘機、薬剤散布機、チェンソー、チップパー、皮はぎ機、フォークリフト、機械保管施設、木工用機械、乾燥機、作業施設、特用林産物栽培管理施設、木材処理加工施設、特用林産物処理加工施設、貯蔵用施設、附帯施設等とする。	
(3) 漁業経営近代化施設	市町村、漁業協同組合、農業協同組合、農漁業者等の組織する団体、第3セクター等	養殖施設、蓄養施設、海水処理施設、漁業用作業保管施設、水産物処理加工施設、水産鮮度保持施設、水揚荷さばき施設、貯蔵用施設、運搬施設、附帯施設等とする。	

別表 2

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
1 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備	受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
2 用排水整備	用水路、排水路の新設、改修及びこれらの附帯施設	
3 農道	農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設、改良	
4 農地保全整備	客土、土壌改良、ため池改修、冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等及びこれらの附帯施設	
5 建物用地整備	新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成、改良、経営多角化のための交流施設用地の造成及びこれらの附帯施設	
6 交換分合	農用地の交換・分割、合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量、許可申請	
7 体験農園整備	学童・都市住民等の体験農業のための区画整理、農地の造成及びこれと一体的に行う用排水路、農道等の整備とこれらの附帯施設	
8 新規就農者研修施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等とこれらの附帯施設	
9 高生産性農業用機械施設	農業用機械、施設（温室（平張施設を含む。））、畜舎等）及びこれらの附帯施設	
10 乾燥調製貯蔵施設	乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	
11 育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設	

12 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設	
13 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設	
14 高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設	
15 農業用水施設	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの附帯施設	
16 新技術活用種苗等供給施設	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附帯施設	
17 経営継承円滑化支援施設	<p>① 市町村、農協、第3セクター等が離農者等農業を中止した者の経営資産を新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者へ円滑に継承するために行う、ほ場の簡易な整備、中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築</p> <p>② 特定農業法人又は特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織による地区内農家からの中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築</p>	対象となる機械及び施設は、残存耐用年数が施設にあっては5年以上、機械にあっては2年以上のものとする。
18 農業資材保管施設	製材機、ビニール裁断機などの加工用施設及び農業用資材の保管施設	
19 農業機械高度利用施設	農業機械の効率的な維持管理を行うとともに、共同利用体系の確立、オペレーターの研修等、有効的な機械利用に供する施設	
20 農林漁業体験施設	そば打ち、ジュース加工、わら細工等農林漁業の体験、技術の伝承、宿泊体験等のための施設及びこれらの附帯施設	
21 産地形成促進施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれらの附帯施設	

22 地域食材供給施設	地域内の農畜産物を活用した食材の供給のために必要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれらの附帯施設	
23 総合交流拠点施設	地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作り体験、地域内の総合案内、地域に賦存する諸資源を活かした滞在等交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設	
24 地域農業管理施設	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器・施設等及びこれらの附帯施設	一設備として整備される情報端末（音声告知及び受信端末、パソコン端末等）は、市町村役場等公共機関、農業協同組合等農業関係機関所有の施設のほか、地域集会所等必要最小限の公共的役割を有する場所に設置するものに限定して補助の対象とするものとする。
25 経営高度化支援施設	農業生産・経営に係る遠隔環境制御・監視等に必要計測機器、制御装置、監視装置、情報処理装置、端末機器等及びこれらの附帯施設	

別表 3

施設等名	内 容	上限建設費	その他の基準
1 区画整理	小規模な田、畑の区画の変更	10a 当たり 300 万円	
2 用排水整備	小規模な末端用排水路の整備	m 当たり 15 万円	
3 農道	小規模な農道の整備	m 当たり 20 万円	
4 体験農園整備	体験農園の整備	区画整理に準ずる。	
5 新規就農者研修施設	農業機械及び施設、研修及び滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる。
6 高生産性農業用機械施設	①温室	内部設備がある場合 建築面積㎡当たり 4.5 万円 内部設備がない場合 建築面積㎡当たり 1.7 万円	上限規模は 15,000 ㎡
	②畜舎	肉用牛舎にあつては 建築面積㎡当たり 4.2 万円 乳用牛舎にあつては ・成牛用の場合 建築面積㎡当たり 7 万円 ・哺育育成用の場合 建築面積㎡当たり 7.3 万円 一般豚舎にあつては 建築面積㎡当たり 6.1 万円 分娩豚舎にあつては 建築面積㎡当たり 6.1 万円 ウインドレス鶏舎にあつては 建築面積㎡当たり 6 万円 (ストール、ケージ等附帯部分を除く。)	上限規模は 2,000 ㎡
7 乾燥調製貯蔵	①ライスセンター	処理量トン当たり 50.2 万円	上限規模は 2,000t

施設	②カントリーエレベーター	米にあつては 処理量トン当たり 55.8 万円 麦にあつては 処理量トン当たり 54.4 万円	上限規模は 3,000t
8 育苗施設		育苗対象面積 ha 当たり 100ha 以上 110.9 万円 100ha 未満 197.2 万円	上限規模は 500ha
9 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご 選果機 建物	処理量トン当たり 46.8 万円 処理量トン当たり 13.5 万円 延べ床面積㎡当たり 11.5 万円	
	②なし	処理量トン当たり 33.3 万円	
	③柑橘 選果機 建物	処理量トン当たり 21 万円 処理量トン当たり 5,000t 以上 9 万円 5,000t 未満 13.5 万円 延べ床面積㎡当たり 7 万円	
	④野菜（トマト、 キュウリ、な す、ピーマン）	処理量トン当たり 30 万円 ただし、150g 未満のトマトにあ つては処理量 1 トンにつき 67.8 万円	
10 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり 186.4 万円	
11 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり 7.6 万円	上限規模は 4,000t
12 農業用水施設	定置配管施設	受益面積 10a 当たり 86 万円	上限規模は 50ha
13 新技術活用種 苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり 24.5 万円 （建物） 建築面積㎡当たり 3.9 万円（温 室）	上限規模は延べ床面 積 1,500 ㎡ 上限規模は建築面積 3,000 ㎡
14 農林漁業体験 施設		延べ床面積㎡当たり 29 万円	上限規模は延べ床面 積 1,500 ㎡

15 産地形成促進 施設		延べ床面積㎡当たり 24.5 万円	上限規模は延べ床面積 1,000 ㎡
16 地域食材供給 施設		延べ床面積㎡当たり 29 万円	上限規模は延べ床面積 1,000 ㎡
17 総合交流拠点 施設		延べ床面積㎡当たり 29 万円	上限規模は延べ床面積 2,000 ㎡
18 地域農業管理 施設		延べ床面積㎡当たり 24.5 万円	上限規模は延べ床面積 1,500 ㎡

(別紙様式第1号)

アイヌ農林漁業対策事業実施計画書

(表紙)

令和 年度 アイヌ農林漁業対策事業実施計画書 北海道 郡(市) 町村 ○○地区

(注)大きさはA4判とする。

1 地区農林漁業振興基本構想

(1) 現況

市町村内における地区の位置、地勢、気候、交通、産業等について簡潔に記述し、地区内の土地面積、農林漁家数、経営規模、生産手段、生活状況及び農林漁業振興上の阻害要因等について、アイヌ農林漁家と一般農林漁家とを対比し(必要に応じ市町村内の平均的概況との対比)記述する。

(2) 地区の経営形態別戸数

区分	地区内総戸数	農林漁家計	計	農家			林家	計	専業	漁家			その他の産業
				計	兼業					計	兼業		
					第1種	第2種					小計	第1種	
総数													
うちアイヌ													

(注) 1 同一経営者が農林漁業を営む場合は、その業種の所得の占める割合が最も多いものにまとめて掲げる。
2 市町村統計等を利用して記入する。

(3) 地区農林漁業の振興方向

当該地区の農林漁業をどのような方向に誘導するのか、その基本構想と方法(本事業及び他の農林漁業振興計画等)について記述する。

2 受益農林漁家の経営改善目標及び施設等整備計画

(1) 事業の目的

1の地区の現況、農林漁業の振興方向等を踏まえ、本事業を活用した受益農林漁家の農林漁業経営の改善方を記入する。

(2) 受益農林漁家の経営改善目標

ア. 生産目標

区分		生産戸数				生産量				1戸当たり生産量	生産額				1戸当たり生産額	備考
		農業	林業	漁業	計	農業	林業	漁業	計		農業	林業	漁業	計		
現況	総数	戸	戸	戸	戸	t	t	t	t	t	万円	万円	万円	万円	万円	
	うちアイヌ															
1年度目	総数															
	うちアイヌ															
2年度目	総数															
	うちアイヌ															
3年度目	総数															
	うちアイヌ															
4年度目	総数															
	うちアイヌ															
目標	総数															
	うちアイヌ															

(注) 1 事業実施年度の翌年度から5年度目を目標年度とし、目標年度までの各年度における計画を記入する。(次表も同じ。)
2 同一経営者が農林漁業を営む場合は、その業種の所得の占める割合が目標時点でも最も多いものにまとめて掲げる。(次表も同じ。)
3 備考欄には、主要な生産物のうち、目標時点における生産額の上位5種目を記入する。

イ. 所得目標

区分		戸数				所得額				1戸当たり 所得額
		農業	林業	漁業	計	農業	林業	漁業	計	
現況	総数	戸	戸	戸	戸	万円	万円	万円	万円	万円
(年度)	うちアイヌ									
1年度目	総数									
(令和年度)	うちアイヌ									
2年度目	総数									
(令和年度)	うちアイヌ									
3年度目	総数									
(令和年度)	うちアイヌ									
4年度目	総数									
(令和年度)	うちアイヌ									
目標	総数									
(令和年度)	うちアイヌ									

(3) 施設等整備計画

事業区分	事業種目	工種又は施設区分	事業主体	管理主体	受益戸数		受益又は利用区域の面積		事業量	事業費 千円	負担区分(資金計画)					備考	
					総戸数	うちアイヌ	総面積	うちアイヌ			国費	道費	市町村費	公庫資金	近代化資金		その他
					戸	戸	ha	ha			千円	千円	千円	千円	千円		千円
合計																	

- (注) 1 事業主体及び管理主体は具体的に〇〇農協〇〇生産組合等と明記する。
 2 事業量及び事業費欄は補助対策事業について記入する。

[添付資料]

- 実施設計書
- 農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体、管理主体となる場合には、当該団体の定款・規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。
- 事業主体負担分の資金調達及び償還計画書(起債に係るものは除く。)
- 経営近代化施設の場合は、施設の管理規定、年間利用計画表(フローチャート又は作業体系図)、収支計画。
- 「特定地域経営支援対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成23年4月1日付け22経営第7202号経営局長通知)第5の投資効率等の算定結果。
- 地区位置図
 - 農業振興整備計画の農用地区域を緑の太実線で囲む。
 - 本地区を黒の太実線で囲む。
 - 事業受益範囲を赤の太実線で表示する。
 - ア 土地基盤整備事業の道路、水路等線的なものについては計画路線を、道路は茶、水路は赤等団体営事業の着色方法に準じ、既設路線を同色の細線で表示し、その受益区域を赤の実線で囲み、内側を赤色でほかす。
 - また、区画整理、草地改良等面的なものについては、区画整理は青色の、暗渠排水は紫色の実線で囲み内側を同色で塗る等、団体営事業の着色方法に準ずる。
 - イ 近代化施設整備事業については設置箇所を青丸で表示する。
 - 図面に位置図説明表を添付する。

番号	事業種目	事業主体	事業費	表示凡例

(別紙様式第2号)

沖縄農業対策事業実施計画書

市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

1 地域農業の現状と将来ビジョン

地域農業の現状と課題
意欲ある多様な経営体の育成・確保に向けた取組方針

(注) 地域農業の現状と課題は、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記載し、経営体の育成・確保に向けて地域が掲げる課題を簡潔に記入する。
なお、取組方針については、設定する成果目標との関連に留意した上で記入する。

2 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

(1) 成果目標

(単位: 経営体)

項目	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (○年度)
意欲ある多様な経営体育成数					
農業の6次産業化					
経営面積の拡大					
新規作物の導入					
農産物の品質向上					
生産コストの縮減					
雇用者の確保					
農業経営の法人化					

(注) 1 1経営体において、複数の項目がある場合は、主とする項目のみを記入する。
2 目標年度は、事業実施年度の翌年度から5年度目とする。

(2) 目標設定の考え方及び事後評価の検証方法

目標年度における経営体育成数	目標設定の考え方	事後評価の検証方法
意欲ある多様な経営体育成数		
農業の6次産業化		
経営面積の拡大		
新規作物の導入		
農産物の品質向上		
生産コストの縮減		
雇用者の確保		
農業経営の法人化		

(注) 1 「目標設定の考え方」の欄は、成果目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。
2 「事後評価の検証方法」の欄は、客観的に検証できる手法(方法)を記入する。

3 施設等整備計画

(単位: 戸、円)

事業内容	事業実施主体	受益戸数	実質化された人・農地プランに基づき、地域の将来を担う中心経営体等	事業量	事業費	負担区分				備考
						国費	県費	市町村費	その他	
計										

(注) 1 施設整備、機械の導入別に記入する。

2 「実質化された人・農地プランに基づき、地域の将来を担う中心経営体等」欄は、事業実施主体である農業者等の組織する団体が以下のいずれの者に該当する又は受益農家に以下の者が含まれている場合に○を記入すること。ただし、新規就農者にあつては、認定農業者又は認定就農者に限る。

- ① 実質化された人・農地プランに基づき、地域の将来を担う中心経営体。
- ② 目標年度までに実質化された人・農地プランを作成する見通しが明らかになっている地域内において、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者(設定等を受けることが確定している者を含む)。

[添付資料]

- 1 (別添)沖縄農業対策事業経営体調書
- 2 農業者等の組織する団体等の任意団体が事業実施主体、管理主体となる場合には、当該団体の定款・規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。
- 3 事業主体負担分の資金調達及び償還計画書(起債に係るものは除く。)
- 4 施設の管理規定、年間利用計画表(フローチャート又は作業体系図)、収支計画。
- 5 「特定地域経営支援対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成23年4月1日付け22経営第7202号経営局長通知)第5の投資効率等の算定結果。

(別添)

沖縄農業対策事業経営体調書

市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

No

1 成果目標との関連

<input type="checkbox"/> ①農業の6次産業化	<input type="checkbox"/> ②経営面積の拡大	<input type="checkbox"/> ③新規作物の導入	<input type="checkbox"/> ④農産物品質の向上	<input type="checkbox"/> ⑤生産コストの縮減
<input type="checkbox"/> ⑥雇用者の確保	<input type="checkbox"/> ⑦農業経営の法人化			

(注) 成果目標として記入した項目の□にチェックを入れる。

2 経営改善目標

項目	具体的な内容	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (○年度)
農業の6次産業化							
経営面積の拡大							
新規作物の導入							
農産物の品質向上							
生産コストの縮減							
雇用者の確保							
農業経営の法人化							

(注) 1 複数の項目が該当する場合は、全て記載する。
2 目標年度は事業実施年度の翌年度から5年度目とする。

(別紙様式第3号)

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

〔 沖縄県にあつては内閣府
沖縄総合事務局長 〕

道県知事 氏 名

令和 年度特定地域経営支援対策事業のうち〇〇事業実施計画の協議について

特定地域経営支援対策事業費補助金交付等要綱(令和4年3月30日付け3経営第3157号農林水産事務次官依命通知)第5の6の(2)の規定に基づき、下記の地区に係る〇〇事業実施計画書を添えて協議する。

記

市町村名	地区名	備考

(注) 1 件名及び文書中の「〇〇事業実施計画」は、アイヌ農林漁業対策事業については「アイヌ農林漁業対策事業実施計画」、沖縄農業対策事業については「沖縄農業対策事業実施計画」と記載すること。

2 関係書類として、アイヌ農林漁業対策事業については別紙様式第1号を、沖縄農業対策事業については別紙様式第2号を添付すること。

(別紙様式第4号)

アイヌ農林漁業対策事業目標達成状況報告書

(表紙)

令和 年度
アイヌ農林漁業対策事業目標達成状況報告書
北海道 郡(市) 町村
〇 〇 地区

(注)大きさはA4判とする。

1 受益農林漁家の経営改善目標達成状況

(1) 生産目標達成状況

区分		生産戸数				生産量				1戸当たり生産量	生産額				1戸当たり生産額	備考
		農業 戸	林業 戸	漁業 戸	計 戸	農業 t	林業 t	漁業 t	計 t		農業 万円	林業 万円	漁業 万円	計 万円		
現況 (年度)	総数															
	うちアイヌ															
1年度目 (令和年度)	総数															
	うちアイヌ															
2年度目 (令和年度)	総数															
	うちアイヌ															
3年度目 (令和年度)	総数															
	うちアイヌ															
4年度目 (令和年度)	総数															
	うちアイヌ															
目標 (令和年度)	総数															
	うちアイヌ															
達成状況 (令和年度)	総数															
	達成率															
	うちアイヌ															
	達成率															

- (注) 1 現況、目標年度までの各年度における計画及び目標は様式1の2の(2)のアに記入した数値を記入する。
 2 達成状況は調査年度の実績値を記入する。(次表も同じ。)
 3 達成率は調査年度の計画に対する実績値の比率を算出し記入する。(次表も同じ。)

(2) 所得目標達成状況

区分		戸数				所得額				1戸当たり所得額
		農業 戸	林業 戸	漁業 戸	計 戸	農業 万円	林業 万円	漁業 万円	計 万円	
現況 (年度)	総数									
	うちアイヌ									
1年度目 (令和年度)	総数									
	うちアイヌ									
2年度目 (令和年度)	総数									
	うちアイヌ									
3年度目 (令和年度)	総数									
	うちアイヌ									
4年度目 (令和年度)	総数									
	うちアイヌ									
目標 (令和年度)	総数									
	うちアイヌ									
達成状況 (令和年度)	総数									
	達成率									
	うちアイヌ									
	達成率									

(注) 現況、目標年度までの各年度における計画及び目標は別記様式1の2の(2)のイに記入した数値を記入する。

2 達成状況に関する所見(評価)

--

(注)1年度目から4年度目にあつては、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成見込がないと判断される場合は、達成に向けた具体的な取組内容を記入する。
 また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

3 事業実施概要

計画承認年度		令和 年度	事業完了年度		令和 年度	受益戸数		受益又は利用区域の面積		事業量	事業費	負担区分				備考
事業区分	事業種目	工種又は施設区分	事業主体	管理主体	総戸数	うち アイヌ	総面積	うち アイヌ	国費			道費	市町村費	その他		
合計																
事業の目的																

- (注) 1 各項目の記載にあたっては、別紙様式第1号の2の(3)の記載要領に準拠する。
 2 事業量、事業費、負担区分等については、実績を記入する。
 3 事業の目的欄は、別紙様式1の2の(1)で掲げた本事業による受益農林漁家の農林漁業経営の改善方策を簡潔に記入する。
 4 本表は初回の目標達成状況報告時のみ提出する。

(別紙様式第5号)

沖縄農業対策事業目標達成状況報告書

報告年度	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

1 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

(単位:経営体、%)

項目	目標値	達成状況(上段:計画、下段:実績)					○年度目の達成率(%)
		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	目標年度	
意欲ある多様な経営体育成数							
農業の6次産業化							
経営面積の拡大							
新規作物の導入							
農産物の品質向上							
生産コストの縮減							
雇用者の確保							
農業経営の法人化							

- (注) 1 目標値の欄は、沖縄農業対策事業実施計画書(以下「事業実施計画書」という。)の2の(1)の成果目標の目標年度の欄の内容を記入する。
2 達成状況の欄の上段は、事業実施計画書の2の(1)の成果目標に記載した計画を記入し、○年度目の達成状況(%)の欄は、その年度の計画に対する達成状況を記入する。

2 対象経営体の経営改善目標

No	経営改善目標	現状(計画時)	目標値	達成状況(上段:計画、下段:実績)					○年度目の達成率(%)
				1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	目標年度	

- (注) 1 経営改善目標の欄は、沖縄農業対策事業経営体調査(以下「経営体調査」という。)の2の経営改善目標の項目の欄から該当する項目を記入する。
2 現状(計画時)及び目標値の欄は、経営体調査の2の経営改善目標の現状(計画時)及び目標年度欄の内容を記入する。
3 達成状況の欄の上段は、経営体調査2の経営改善目標に記載した計画を記入し、○年度目の達成状況(%)の欄は、その年度の計画に対する達成状況を記入する。

3 達成状況に関する所見(評価)

--

- (注) 1 1年度目から4年度目にあつては、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成見込がないと判断される場合は、達成に向けた具体的な取組内容を記入する。
また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。
2 市町村を除く事業実施主体から報告を受けた市町村は、達成状況等を踏まえた所見を記入する。

4 施設等の整備状況

(単位: 戸、円)

事業内容	事業実施主体	受益戸数	事業量	事業費	負担区分				備考
					国費	県費	市町村費	その他	
計									

(注) 事業実施計画書の3の施設等整備計画に対する整備状況を記入する。

5 施設等の利用状況

施設名	項目	算定指標	達成状況(上段:計画、下段:実績)					計画目標	達成状況
			1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	目標年度		
	利用計画に対する利用状況	〇〇〇〇	()	()	()	()	()		
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	総販売額(A)								
	うち地区内農産物(B)								
	(B) / (A)	()	()	()	()	()			
施設運営に係る収支状況	収入(A)								
	支出(B)								
	収支率(A) / (B)	()	()	()	()	()			
収入計画に対する収入実績割合	収入計画(A)								
	収入実績(B)								
	収入実績割合(B) / (A)	()	()	()	()	()			

- (注) 1 「利用計画に対する利用状況」は、当該事業により整備した施設等について記入する。
 2 「地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」及び「施設運営に係る終始状況」は、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について記入する。
 3 「利用計画に対する利用状況」の「算定指標」欄には、利用率を算定するための指標を記入する。
 (例: 当該施設の受益面積、処理量、販売額、利用者数等)
 4 「地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」は、当該施設において処理・加工、販売、食材供給される農畜産物のうち、事業計画において仕入れ又は委託販売することとされた品目にかかる金額とする。
 また、「うち地区内農産物」は、農畜産物の仕入・委託販売額のうち、受益地域内で生産された農畜産物の品目にかかる金額とする。
 5 実績欄の()内は、計画目標に対する達成度合(%)を記入する。
 6 達成状況は、次により記入する。

利用計画に対する利用状況	利用率が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	地域内農畜産物の割合が50%以上の場合は「○」を、50%未満の場合は「×」を記入
施設運営に係る収支状況	収支率が80%以上の場合は「○」を、80%未満の場合は「×」を記入
収入計画に対する収入実績	収支実績割合が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入

(別紙様式第6号)

特定地域経営支援対策事業点検評価結果報告書

報告年度	
------	--

No	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	点検評価結果	改善措置等

- (注) 1 目標年度までの各年度においては、目標達成状況の報告内容を点検し、その結果を記入する。
2 目標年度においては、目標達成状況及び事業評価結果の報告内容を踏まえて点検評価を行い、その結果を記入する。
3 目標未達の場合は、その要因を分析し、必要な改善措置等を記入する。
4 目標達成状況報告書を添付する。